

日本保険医学会認定医の認定申請について

日本保険医学会
認定医制度委員会

日本保険医学会認定医制度規則及び施行細則に基づき、認定医の認定申請の受付を行います。

記

1. 申請資格

- (1) 日本国の医師免許を有していること
- (2) 本会会員であり、かつ本会会員歴が4年以上あること
- (3) 施行細則に定める基礎教育基準に従い必要な単位を履修していること
- (4) 認定試験に合格していること

ただし、本会正会員であり、認定医制度施行細則別表に定める特別措置基準を満たす場合は、上記(3),(4)の要件は不要とします。

2. 認定申請の手続き

(1) 認定申請書類の提出期限

2025年2月28日までに本学会事務局へ提出してください。なお、研究会員は本学会事務局へ認定申請書類の送付を依頼してください。

(2) 申請書類

① 認定医認定申請書（写真貼付）

貼付用証明写真は6ヶ月以内に撮影した上半身の写真で、サイズは縦40mm×横30mm（白黒可）とします。正会員の場合、貼付用証明写真へ評議員の割印をお願いします。

② 認定試験合格証の写し

③ 医師免許証の写し（A4サイズに縮小）

④ 学会参加基準・記録表

⑤ 認定用自己研修基準・記録表、学術集会参加証貼付用紙および動画視聴パスワード記入表

⑥ 特別措置基準・業績目録（特別措置による申請の場合のみ）

⑦ 申請手数料・認定料の振込領収書（払込金受領証）（A4版コピー）

※ 団体毎に一括納入する場合は、フリガナ付き申請者氏名の一覧表を添付ください。

(3) 認定手数料および振込先

金額 : 10,000 円

振込先 : 三井住友銀行 丸ノ内支店 普通 0021307

日本保険医学会 会計幹事 志賀 大 (シガ マサル)

なお、納付された手数料は事情の如何によらず返還しません。

3. 特別措置による認定申請の場合

特別措置による申請者は、上記申請書類のうち「② 認定試験合格証の写し」「④ 学会参加基準・記録表」「⑤ 認定用自己研修基準・研修記録表」の提出は不要です。

4. 個人情報の取扱い

(1) 認定医制度委員会では、受験申請により取得した氏名、住所等の個人情報は、本学会事務局における受験申請の事務処理、申請書類等に不備があった場合の連絡、試験の実施、合格者発表、合格された場合の関係書類の送付等のために利用します。

(2) 申請書類等に不備があった場合には、その訂正・補完を迅速に行っていただくために、提出した申請書類等に不備があることを、所属会社の評議員宛に通知する場合があります。

(3) 認定医試験に係る個人情報は、合否判定、合格者の認定申請の案内および認定の適否審査、認定医制度に関する業務及び調査（認定医試験の改善や受験動向の調査・分析等）を行う目的をもって認定医制度委員会が管理します。他の目的での利用及び本学会会長・認定医制度委員ならびに本学会事務局の関係職員以外への提供は行いません。

以上